

## 日本自己血輸血学会 2005 年度第 1 回理事会議事録

日 時： 2005 年 6 月 18 日(土) 12:00 ~ 15:00

場 所： 順天堂大学 5 号館 2 階 小会議室

出席者： (敬称略)

理事長： 脇本信博

理事： 稲葉頌一、公文啓二、小山信彌、佐川公矯、鶴丸昌彦、林 純一(次期学術総会会長)、  
富士武史(事務局長)、布施勝生

評議員： 種本和雄(陪席)

欠席者： (敬称略)

理事： 木曾一誠、西岡淳一、朴 勺、前田平生、南 昌平、花岡一雄(学術総会会長)  
吉岡尚文、

脇本理事長より理事会開会の挨拶

議 事：

【報告事項】

1. 財政破綻の対応について(脇本理事長)

(財)日本学会事務センターに関連し、被害学会側の和解交渉委員会と事務センター元理事らの交渉により、和解交渉金として約 36 万円の返金があったことの報告があった。なお、学会会計については、新たに理事長名義の口座を開設し、財産の保管を一本化したことも報告された。

2. 第 19 回学術総会開催準備報告と学術総会の日程(理事長、花岡学術総会会長代理として)

第 19 回学術総会は 2006 年 2 月 24 日・25 日に都市センターホテルにて開催される事、前日の 2 月 23 日に理事会・評議員会を開催する予定である旨の報告があった。

【協議事項】

1. 会則変更について(理事長)

別紙の会則変更案について説明があり、協議の結果、承認された。また、理事長より、種本評議員が新設の副事務局長(理事)に就任することへの推薦があり、全員一致で承認された。

鶴丸理事より、理事長を補佐する理事長幹事の役職を作ることについて提案があった。次回の理事会にて継続審議事項となった。

また、監事は理事会に出席することが確認された。

2. ホームページ(理事長)

学会ホームページ(以下、HP)作成の必要性について提案があった。HP の主な構成は、学会の基本情報の他、会員専用ページを作り、自己血輸血ガイドラインや、学会アンケート調査、Q&Aなどを掲載する予定であること、9 月末には立ち上げる予定であることの説明があり、協議の結果、了承された。

なお、小山理事から、学会の財政破綻の中で、HP の運営には慎重にあたるべきであると発言があった。

3. 自己血認定看護師制度(理事長)

自己血輸血の啓発のため、自己血認定看護師制度を作り、賛助企業より協力を得て、学術総会の中で継続的にセミナーを開催することについて、提案があった。協議の結果、再来年の学術総会にて、コメディカルセッションを組み入れることで承認された。

#### 4. 学会主催シンポジウム(理事長)

学会における継続的な問題を討議するセッションとして、総会長のご好意により、第 19 回学術総会において学会主催シンポジウムを開くことになった旨、報告があった。内容として、看護師や臨床検査技師のための教育的セッション、あるいは輸血のトピックス(輸血感染症・TRALI・保存前白血球除去・大量出血)のいずれかで行うことが確認された。

#### 5. 各種委員会の設立(理事長、富士事務局長)

理事長より、各種委員会の設立の必要性について説明があった。各委員会委員の選出については、理事長と事務局長で相談の上、案を作成することにて承認された。

また、委員会開催については、大会期間中以外は持ち回りで行うことが確認された。

#### 6. 学術アンケート調査(理事長、富士事務局長)

洗浄式回収式自己血輸血の使用例において術後に合併症が生じたことについて、厚生労働省より企業を通じて問い合わせがあった。今後、学会として、自己血輸血の安全性についてアンケート調査を行うことが提案され、協議の結果、承認された。

#### 7. その他

- 1) 今後データベース検索システムの作成を考慮して、論文投稿の際には日本語・英語の両方でキーワードを付けることと、学会誌発行後に論文を PDF ファイルとして保管することについて、理事長から提案があり、承認された。
- 2) 理事長より、木曾理事および勝屋評議員より役員退任の申し出のあることが報告された。木曾理事は次回の学術総会の時点での名誉会員への推挙が、勝屋評議員については退任願いを受理することが、承認された。
- 3) 現在使用している(株)コネットの封筒の代わりに、今後は、学会専用封筒を作ることが提案され、協議の結果、承認された。
- 4) 学術総会前日に行われている会長招宴は、今後は理事・評議員懇親会として、会費制を導入する事が望ましいことが確認された。
- 5) 次回の理事会は、10月6日に岡山にて開催することが確認された。

# 日本自己血輸血学会会則変更案

## 現行会則

**第一条:(名称)** 本会は日本自己血輸血学会 (Japanese Society of Autologous Blood Transfusion)と称する。

**第二条:(目的)** 自己血輸血に関する基礎的・臨床的研究を推進し、自己血輸血の啓蒙、普及をはかることを目的とする。

**第三条:(事業)** 本会は前条の目的達成のため、次の事業を行う。

1. 年次総会、年次学術総会、その他必要に応じた講演会、講習会。
2. 学会誌「自己血輸血」(Japanese Journal of Autologous Blood Transfusion)の刊行。
3. その他本会の目的に沿った事業。

**第四条:(事務局)** 本会の事務局は、細則に定めるところとする。

**第五条:(会員)** 本会の会員は次の通りとする。

1. 個人会員: 本会の目的に賛同する医師および研究者で所定の手続きを行ない、会費を納入したものとする。
2. 団体会員: 本会の目的に賛同する団体で、理事会の承認を受けたものとする。
3. 購読会員: 本学会誌「自己血輸血」の購入のみを希望するものとする。
4. 名誉会員: 本会および自己血輸血の普及と発展に関して多大な貢献があったもので、会長が推薦し理事会および評議員会で承認を得たものとする(名誉会員の選出にあたっては細則3により行なう)。
5. 功労会員: 本会および自己血輸血の普及と発展に関して貢献があったもので、会長が推薦し理事会及び評議員会で承認を得たものとする。(功労会員の選出にあたっては細則4により行う。)

**第六条:(入会・退会)**

1. 本会に入会しようとするものは年会費を添えて本会事務局に申し込むこととする。
2. 本会を退会したいとするものは退会届を事務局に提出する。また、3年以上年会費を滞納したる場合は退会と認めることとする。

## 変更案

**第一条:(名称)**  
変更なし

**第二条:(目的)** 自己血輸血および周術期の輸血に関する基礎的・臨床的研究を推進し、自己血輸血および適正輸血の啓蒙、普及をはかることにより社会に貢献することを目的とする。

**第三条:(事業)**  
変更なし

**第四条:(事務局)**  
変更なし

**第五条:(会員)**  
変更なし

**第六条:(入会・退会)**  
変更なし

**第七条:(役員)** 本会には次の役員をおく。

1. 会長:1名  
会長は評議員の互選により選ばれ、各事業を司り、本会を代表総轄する。また会長は理事会、評議員会を召集し、議長となる。会長の任期は1年とする。
2. 理事:若干名  
会長、次期会長ならびに会長経験者は理事となる。理事は会長を補佐し、会の運営を司る。任期は3年とし、重任を妨げない。
3. 評議員:若干名  
評議員は会長が理事会の議を経て会員の中から委嘱する。評議員は評議員会を組織し会務を審議する。任期は3年とし、重任を妨げない。
4. 監事:2名  
監事は評議員の互選により選ばれ、会長が委嘱し、総会の承認を受ける。監事は本会の会務と経理とを監査する。任期は3年とする。
5. 幹事:1名  
会長は幹事を選出し、理事会の承認を受ける。幹事は年次総会、年次学術総会の事務執行にあたり会長を補佐する。
6. 事務局長:1名  
事務局長は評議員の互選により選ばれ、会長を補佐し、本会の運営を助ける。任期は3年とし、重任は妨げない。
7. 名誉会員  
名誉会員は理事会・評議員会に出席して意見を述べるができる。ただし、議決権は有しない。
8. 功労会員  
功労会員は評議員会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決権は有しない。

**第七条:(役員)** 本会には次の役員をおく。

1. **理事長:1名(追加)**  
理事長は理事の互選により選ばれ、各事業を司り、本会を代表総轄する。また理事長は理事会、評議員会、総会を召集し、議長となる。任期は3年とし、再任を妨げないが、2期までとする。
2. **学術総会会長:1名**  
学術総会会長(以下、総会長)は評議員の互選により選ばれ、定期学術総会を主催する。総会長の任期は前年学術総会終了の翌日から当該学術総会最終日までとする。  
学術総会の運営は細則 5 の定めるところとする。
3. 理事:若干名  
会長、次期会長、会長経験者**ならびに事務局長、副事務局長**は理事となる。理事は**理事長**を補佐し、会の運営を司る。任期は3年とし、**再任**を妨げない。
4. 評議員:若干名  
評議員は**理事長**が理事会の議を経て会員の中から委嘱する。評議員は評議員会を組織し会務を審議する。任期は3年とし、**再任**を妨げない。
5. 監事:2名  
監事は評議員の互選により選ばれ、**理事長**が委嘱し、総会の承認を受ける。監事は本会の会務と経理とを監査する。任期は3年とし、**再任**を**妨げない。**
6. 幹事:1名  
**総会長**は幹事を選出し、理事会の承認を受ける。幹事は年次総会、年次学術総会の事務執行にあたり**総会長**を補佐する。
7. 事務局長:1名  
事務局長は評議員の互選により選ばれ、**理事長**を補佐し、本会の運営を助ける。**任期は3年とし、再任を妨げないが、2期までとする。**  
**事務局長は、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときはその職務を代行する。**
8. **副事務局長:1名(追加)**  
理事長は、理事会の承認を受けた後、評議員の中から副事務局長を選出することができる。副事務局長は理事長を補佐し、本会の運営を助ける。任期は3年とし、再任を妨げないが、2期までとする。
9. 名誉会員  
名誉会員は**評議員会**に出席して意見を述べることができる。ただし、議決権は有しない。
10. 功労会員  
変更なし

## **第八条:(会議)(追加)**

### **1. 理事会**

理事会は毎年2回(1回は学術総会開催時)理事長が招集する。理事会は理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ議決することができない。ただし、書面をもってあらかじめ意志を表示した者は、出席者とみなす。

理事長が必要と認めるとき、あるいは理事現在数の2分の1以上の者が理事会の開催を請求したときは、理事会を開催することができる。

### **2. 評議員会**

評議員会は毎年1回、学術総会開催時に理事長が招集する。評議員会は評議員現在数の3分の2以上の者が出席しなければ議決することができない。ただし、書面をもってあらかじめ意志を表示した者は、出席者とみなす。

### **3. 各種委員会**

本会は第3条に掲げる事業を円滑に行うために各種委員会を置くことができる。委員会の委員は会員の中から理事長が委嘱する。

## **第九条:(会計)**

変更なし

**第八条:(会計)** 本会の経費には会費、および寄付金、その他をもってあてる。

1. 年会費は、細則で決定する。
2. 本会の会計年度は1月1日より12月31日までとする。
3. 事務局長は毎年1回会計報告を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得る。

**第九条:(会則変更)** 本会会則の変更は総会の議決を要する。

## **第十条:(会則変更)**

変更なし

附 則 本会則は平成7年3月21日より発効する。

会則一部変更 平成12年2月24日

会則一部変更 平成14年2月2日

会則一部変更 平成17年3月5日

## 日本自己血輸血学会細則変更案

### 現行会則

#### 細則 1: 年会費

1. 年会費は、個人会員 5,000 円  
          団体会員 30,000 円  
          購読会員 5,000 円
2. 名誉会員・功労会員については年会費を徴収しない。

細則 2: 理事・評議員は、3月31日までに65歳を越える場合は委嘱しない。

#### 細則 3: 名誉会員の選出

名誉会員はおおむね次の条件を満たす会員で、本人の了解を得た上で会長が推薦し、理事会、評議員会で了承を得る。

本会の理事または評議員として3年以上本会の運営に貢献したものの。但し、本会の発足に多大な貢献があったものについてはこれを問わない。

#### 細則 4: 功労会員の選出

功労会員は次の条件を満たす会員で、本人の了承を得た上で会長が推薦し、理事会及び評議員会で承認を得る。

本会の評議員として3年以上本会の運営に貢献し、且つ細則 2 により役員任期を終了したもの。但し、本会の発足に多大な貢献があったものについてはこれを問わない。

#### 細則 5: 事務局について

本学会の事務局は(株)コネット内におく。

### 変更案

#### 細則 1: 年会費

変更なし

細則 2: 理事・評議員は、3月31日までに65歳を越える場合は委嘱しない。理事・評議員が正当な理由なく連続して3年以上、理事会あるいは評議員会を欠席した場合は、その任を解除することができる。

#### 細則 3: 名誉会員の選出

名誉会員はおおむね次の条件を満たす会員で、本人の了解を得た上で理事長が推薦し、理事会、評議員会で了承を得る。

本会の理事または評議員として3年以上本会の運営に貢献したものの。但し、本会の発足に多大な貢献があったものについてはこれを問わない。

#### 細則 4: 功労会員の選出

功労会員は次の条件を満たす会員で、本人の了承を得た上で理事長が推薦し、理事会及び評議員会で承認を得る。

本会の評議員として3年以上本会の運営に貢献し、且つ細則 2 により役員任期を終了したもの。但し、本会の発足に多大な貢献があったものについてはこれを問わない。

#### 細則 5: 学術総会の運営 (追加)

理事会は学術総会会長に学術総会の企画・構成などについて助言できる。

#### 細則 6: 事務局について

変更なし